

平成 29 年 12 月 12 日  
教育推進部教育指導課

## 中学校特別支援教室の実施に向けて

～「子供が動く」から「教員が動く」～～

### 1 特別支援教室の実施の目的

- (1) 通常の学級に在籍する発達障害のある生徒の適応力向上
- (2) 従来の、他校へ通級することによるデメリットの解消
- (3) 在籍校における支援体制の強化及び学級経営の安定

### 2 対象生徒

○通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害又は情緒障害であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の生徒が対象

※「通級による指導の対象とすることが適當な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」

（平成 18 年 3 月 31 日付 17 文科初第 1178 号）により規定

### 3 巡回指導体制

○拠点校は茗台中学校の 1 校として区立中学校 9 校に巡回指導する体制で実施する。

### 4 特別支援教室に伴う教員等の役割

- (1) 巡回指導教員（都正規教員）
  - ・巡回指導対象となる生徒への自立活動の指導及び教科の補充指導
  - ・巡回指導対象となる生徒が在籍する学級状況の把握と学級担任との連携
  - ・校内委員会への出席又は所見の提出
  - ・在籍校長の指示による行動観察等
- (2) 特別支援教室専門員（都非常勤職員）・・・配置予定
  - ・巡回指導教員・関係諸機関等との連絡調整
  - ・巡回指導教員の指示に基づく教材作成
  - ・生徒の記録
  - ・巡回指導教員の補助としての生徒への指導
- (3) 臨床発達心理士等（都巡回）・・・配置予定
  - ・教員の専門性の向上
  - ・生徒の行動観察等による、障害の状態の把握や指導上の配慮等への助言

### 5 今後の主な予定

- 平成 29 年 12 月 合同校園長会で説明
- 平成 30 年 1 月 議会報告
  - 2 月 中学校の施設状況調査
  - 7 月 保護者説明会の開催（茗台中学校）
  - 9 月 教育広報誌で保護者、区民等に周知
  - 10 月 区報で保護者、区民等に周知
  - 保護者説明会の開催（教育センター）
- 11 月 新規希望の生徒の申込
- 平成 31 年 3 月まで 簡易工事・備品整備
- 平成 31 年 4 月 中学校全校に特別支援教室開設、指導開始